

事務連絡

平成23年6月30日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その4）

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年7月の標記の取組に当たっては、下記の事項に留意願います。

記

1 本年7月の目標

事業場や各商工会議所・商工会等を通じた請求勧奨の要請や各種の媒体を通じた広報を行うとともに、市町村との連携を図った周知や出張受付等（出張による避難所等での労災保険給付支給請求書等の受付、請求書の記載の指導又は相談の実施等をいう。以下同じ。）による請求の支援を行うことにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求促進を図ることを目標とする。

2 本年7月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）に限る。）

（1）基本的な考え方

被災事業場に所属する被災労働者及びその遺族に対する請求勧奨等を行うとともに、市町村と連携を図りつつ、死亡届、災害弔慰金等の窓口での周知や住民に対する各種媒体を通じた広報を行う。

なお、死者・行方不明者の多い市町村に対しては、出張受付等を行う。

（2）事業場を通じた請求勧奨等

被災地域の事業場に電話連絡する等により、被災状況を確認し、業務上被災したと

思われる者を把握している場合には、請求勧奨を行うよう、要請すること。

また、各商工会議所・商工会や労働基準協会等に対して、会員事業場に、上記と同様の取組を行うよう、要請すること。

(3) 市町村との連携による周知

被災地域の市町村に対して、死亡届の窓口や災害弔慰金の請求窓口において「労災保険制度のご案内」のリーフレットの配布や今後送付するポスター等が掲示されるよう、局署の幹部が直接要請を行うこと。

また、当該直接要請の際に、市町村広報紙への掲載や防災無線による放送等についても、今回の震災における労災保険の取扱い、死亡推定の取扱い及び出張受付等の日程等について掲載・放送が行われるよう、併せて要請を行うこと。

(4) 各種媒体による広報

今回の震災における労災保険の取扱いや死亡推定の取扱い等請求促進に資する情報について、以下の媒体等により広報を行うよう、依頼等を行うこと。

- ① NHK のテロップ
- ② 民放テレビの広告
- ③ 県未満単位等の地元紙
- ④ 局ホームページへの掲載
- ⑤ 地域FMの放送

(5) 出張受付等の実施

地域住民が集まる市町村庁舎の一角において定期的に出張受付等を行う、商工会等と連携を図り被災地域で出張受付等を行う場を設け定期的に実施する等により、効率的な出張受付等を行うこと。

3 本年7月に取り組む事項等（三局以外の局）

避難所がある局は、上記2に準じて、出張受付等のほか、市町村広報紙及び局ホームページによる広報を行うこと。

4 その他

上記2の事業場を通じた請求勧奨や出張受付等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図ること。

また、出張受付等は、ワンストップサービスとなるよう、配意すること。